

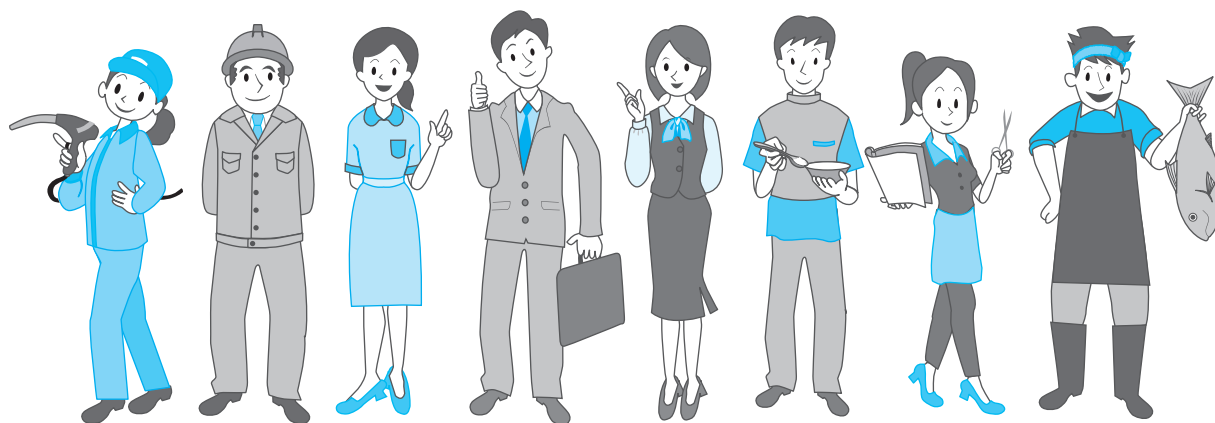
## 基本目標Ⅲ 男女が個性と能力を発揮できる活力ある社会の実現

### 重点項目 1 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとっても、社会経済活動の活力の源という点からも重要な意味を持ちます。

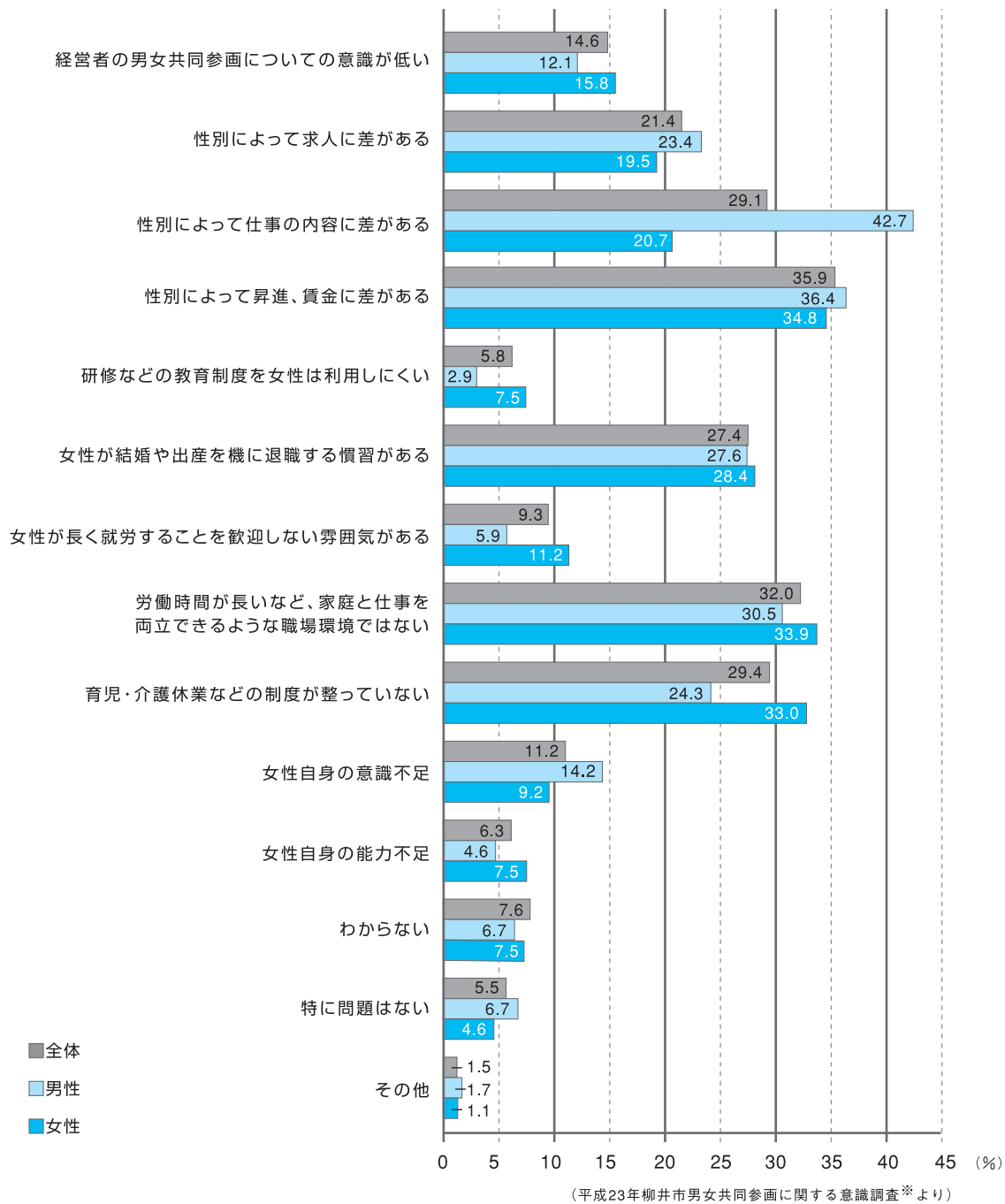
本市の「平成23年意識調査<sup>※</sup>」における「就職の機会や職場での問題」についての問いに、全体では「性別によって昇進、賃金に差がある」（35.9％）と答えた人の割合が最も高く、次いで「労働時間が長いなど、家庭と仕事を両立できるような職場環境ではない」（32.0％）、「育児・介護休業などの制度が整っていない」（29.4％）、「性別によって仕事内容に差がある」（29.1％）、「女性が結婚や出産を機に退職する慣習がある」（27.4％）、「性別によって求人に差がある」（21.4％）となっています。

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努めるとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>※</sup>等事業所の自主的な取組を促進していく必要があります。





就職の機会や職場で、どのような問題があると思いますか。(○は3つまで)



## 【施策の方向】

### 1. 男女の均等な雇用機会や待遇面の確保

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、セミナーの開催や啓発資料等の情報提供等により、男女雇用機会均等法<sup>※</sup>等関係法令の周知を図ります。
- (2) セクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>の防止や雇用管理の改善を図るため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、啓発資料の配布による意識啓発や、相談窓口等に関する情報提供に努めます。

| 具体的取組         | 所管課   |
|---------------|-------|
| 事業所への関係法制度の周知 | 商工観光課 |
| 啓発用パンフレットの配布  | 商工観光課 |

### 2. 企業の男女共同参画に向けた自主的な取組の推進

- (1) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>※</sup>や仕事と家庭、地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する制度等の情報提供に努めます。
- (2) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備に対する認定制度等の情報提供に努めます。

| 具体的取組                       | 所管課   |
|-----------------------------|-------|
| 山口県「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の周知 | 商工観光課 |
| 山口県「やまぐち子育て応援企業宣言制度」の周知     | 商工観光課 |
| 啓発用パンフレットの配布                | 商工観光課 |

### 3. 事業主、管理職への啓発活動

- (1) 事業所における主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する取組事例を収集し、各種広報媒体を活用して啓発に努めます。

| 具体的取組                   | 所管課   |
|-------------------------|-------|
| 市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発 | 商工観光課 |

## 重点項目2 多様な働き方を可能にする条件整備

近年、労働者の個々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、出産、子育て、介護等により就業を中断することなく継続して働き続けることを希望する女性が増加しています。また、労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれのライフスタイルに応じた労働条件が確保されることは、労働分野における男女共同参画を推進する上で重要な課題です。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多用な就業ニーズにこたえることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義もある一方、男性と比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因となっているという面もあり、非正規雇用における雇用環境の整備を図っていくことも大きな課題です。

こうした中で、女性をはじめとして多様な人材が活躍できるようにするためにも、継続就業及び再就職に対する各種情報提供や相談体制の整備等に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

#### 1. 多様な働き方を選択できる環境の整備

- (1) 結婚や出産にかかわらず意欲ある女性が継続して働き続け、能力を発揮することができるよう、育児休業や短時間勤務制度等多様で柔軟な働き方が可能となる環境づくりを推進します。
- (2) パートタイム労働者が適正な労働条件等の雇用環境で働くことができるよう、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、パートタイム労働法<sup>※</sup>等関係法令等の普及啓発に努めます。
- (3) 派遣労働者の雇用の安定や労働福祉の向上を促すため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、労働者派遣法等の普及啓発に努めます。
- (4) 女性労働者の就業能力を高め、適切な職業を選択できるための意識啓発、情報提供等に努めます。
- (5) 母子自立支援員を配置し就労相談等の就業支援策に努めるとともに、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

| 具体的取組                  | 所管課   |
|------------------------|-------|
| 事業所への関係法制度の周知          | 商工観光課 |
| 啓発用パンフレットの配布           | 商工観光課 |
| 「ひとり親家庭の皆様へ」冊子の作成、配布   | 社会福祉課 |
| ひとり親家庭の相談指導、自立のための就労支援 | 社会福祉課 |

## 2. 再就職の支援

- (1) 出産、子育て、介護等でいったん離職した女性の再就職や起業の支援等に必要な情報の提供に努めます。
- (2) 再就職を希望する女性の能力開発を支援するための公共職業訓練や各種資格を得るための情報、有資格者に対しての雇用情報を提供する等、関係団体と連携して職業能力を発揮できる働き方を支援します。

| 具体的取組                     | 所管課   |
|---------------------------|-------|
| 関係行政機関との連携による相談窓口の周知      | 商工観光課 |
| 求人確保促進月間に合わせた事業所への女性雇用の要請 | 商工観光課 |
| 山口県の職業訓練や研修会等の情報提供        | 商工観光課 |



## 重点項目3 農林水産業等における男女共同参画の推進

『2010年世界農林業センサス』によると、本市における農業就業人口の50.9%（山口県52.1%、全国49.9%）を女性が占め、農作業従事者として大きな戦力となっています。水産業では、担い手の高齢化に伴い、選別、出荷、加工、補助作業等の主として陸上作業における女性の役割が大きくなっています。また、個人商店等の商工業においても、女性は重要な経営の担い手となっています。

一方、農林水産業、農山漁村を活性化させるために、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善の促進や、農山漁村を教育、観光の場として活用する都市農村交流等の促進の取組が行われており、女性の活躍が注目されています。

こうした中で、農林水産業、商工業いずれの分野においても、女性が男性と対等に経営等に参画できるようにするため、研修会の開催や起業への支援等に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

#### 1. 農林水産業における男女共同参画の推進

- (1) 農林漁業団体や農業委員等、団体、組織での方針決定の場への女性参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図るための先進的な取組等に関する情報提供に努めます。
- (2) 柳井市農山漁村女性連携会議等の関係機関、団体との連携により、先進的な取組や知識、技術に関する情報交換や提供に努め、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組の推進に努めます。
- (3) 地域農業振興を担っていく女性の認定農業者及び指導農業者、農家生活改善士の育成に努めるとともに、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定<sup>\*</sup>の締結推進に努めます。
- (4) 都市と農山漁村が支え合い、持続可能な農山漁村の暮らしをつくっていけるよう、特産品づくりや地産地消の推進等への取組を支援します。

| 具体的取組                               | 所管課          |
|-------------------------------------|--------------|
| 柳井市農山漁村女性連携会議の活動支援                  | 農林水産課        |
| 女性の認定農業者及び指導農業者、<br>農家生活改善士の育成、活動支援 | 農林水産課        |
| 農産物・水産物加工物を扱う6次産業分野への支援             | 農林水産課        |
| 家族経営協定 <sup>*</sup> の締結推進           | 農業委員会        |
| 都市農村交流施設における女性団体との連携                | 柳井ニューディール推進室 |

## 2. 商工業等自営業における男女共同参画の推進

- (1) 商工会議所、商工会等商工団体での方針決定の場への、女性参画の促進に向けた普及啓発活動に取り組めます。
- (2) 商工会議所、商工会等商工団体が実施する各種研修会や講習会等への支援に取り組めます。
- (3) 男女を問わず起業意欲のある者を対象とした講習会等の情報提供、起業化のための低利融資制度の周知に努めます。

| 具体的取組                        | 所管課   |
|------------------------------|-------|
| 商工会議所、商工会等商工団体への啓発普及活動       | 商工観光課 |
| 商工会議所、商工会等商工団体の各種研修会や講習会等の支援 | 商工観光課 |
| 事業所への関係法制度の周知                | 商工観光課 |



## 重点項目4 仕事と生活の両立支援

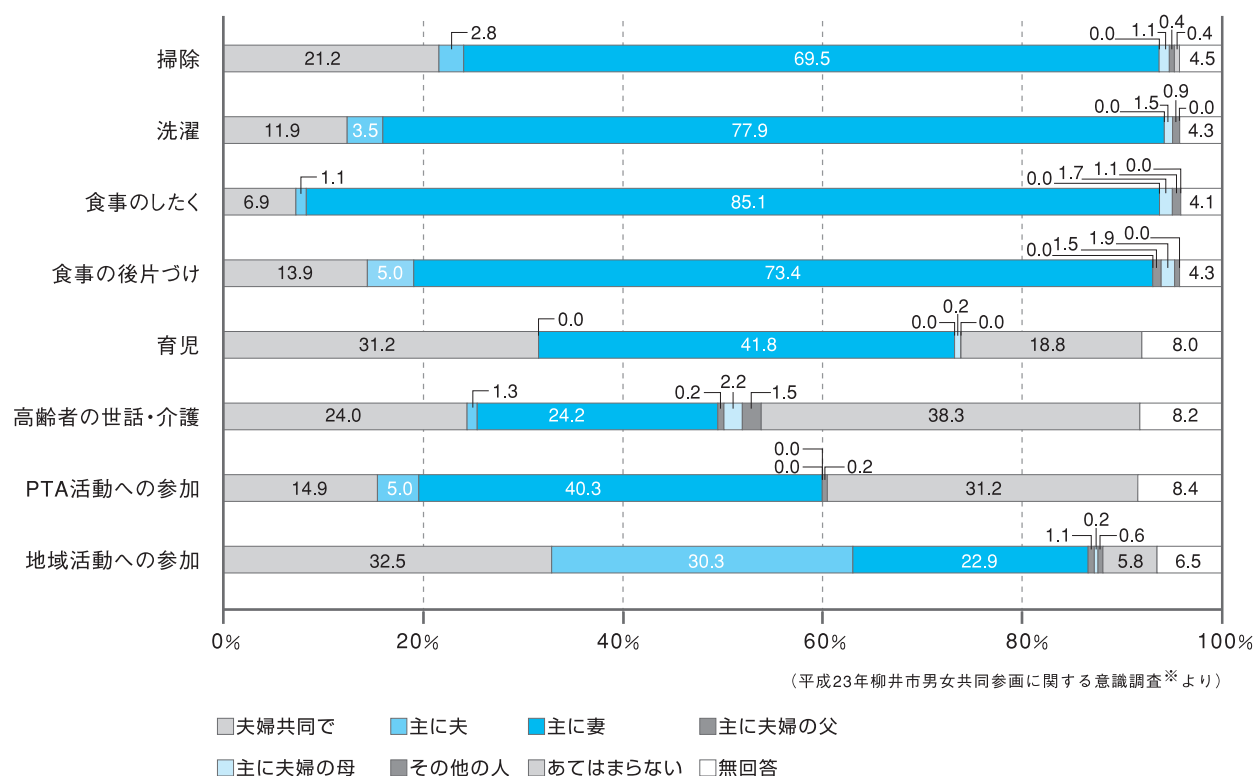
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児、介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

本市の「平成23年意識調査<sup>※</sup>」における「家庭での家事などの分担」の結果によると、家事、育児、介護等家庭内の仕事は主に女性が行っている状況が見られました。一方、地域活動への参加の対外的な仕事については主に男性が行っている状況が見られました。また、仕事と子育てや介護との両立のための制度の利用を希望する人も多く見られます。

男女が共に仕事と生活を両立し社会のあらゆる活動に参画していくために、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや、家事、子育て及び介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進するとともに、子育て支援策や介護支援策等と密接な連携を図りながら、企業、労働者、国及び県と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

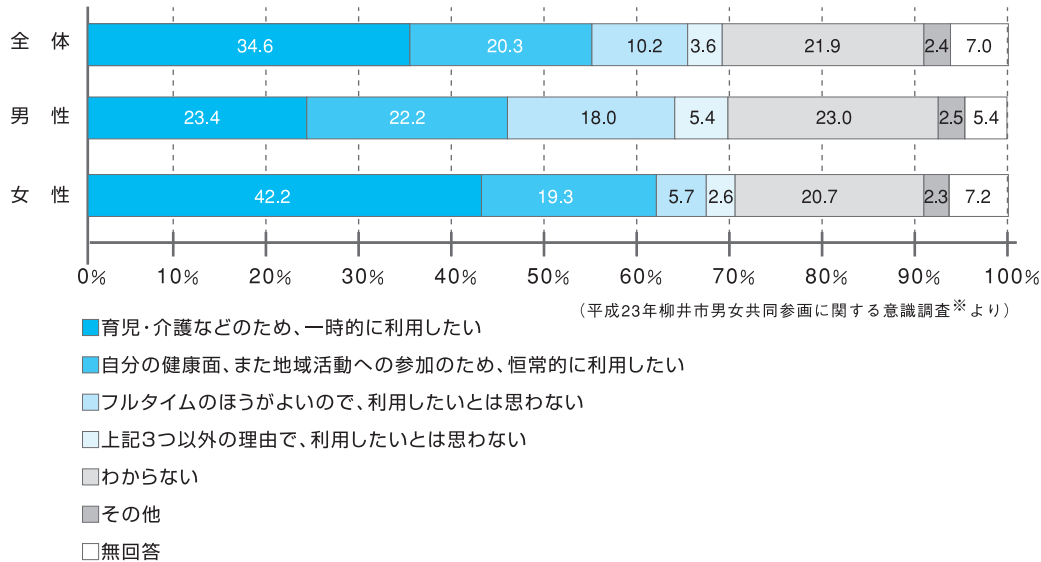


あなたの家庭では、これからあげるような家事などを、主にどういう形で分担していますか。  
（○はそれぞれひとつだけ）





「短時間正社員制度」を採用している企業などがあります。  
あなたの職場で利用できるとしたら、利用したいですか。（○はひとつだけ）



## 【施策の方向】

### 1. ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>）が企業や社会経済の活性化、家庭生活の充実につながるものであることを強調しながら、その推進のための法制度や各種支援制度についての周知を図ります。

| 具体的取組                   | 所管課   |
|-------------------------|-------|
| 市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発 | 政策企画課 |
| 啓発用パンフレットの配布            | 政策企画課 |

### 2. 子育て、介護等をしながら仕事を続けられる条件整備

- (1) 家事を含めた育児や介護等の家庭生活に、男女が協力して関わることについての意識啓発活動を行い、男性の積極的な家庭生活への参画を促進します。
- (2) 男女がともに仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、育児、介護等についての社会的サービスの情報提供、取組を進めます。
- (3) 子育てへの不安や負担を解消するための適切な情報提供を行うとともに、子育て家庭が気軽に相談できる身近な協力者を養成します。
- (4) 高齢者の健康維持と介護予防対策等の充実により、介護に対する家族の負担軽減を図ります。
- (5) 高齢者一人ひとりの介護ニーズに即したサービスが適切に提供されるよう、介護支援策の充実を図ります。

| 具体的取組                                      | 所管課    |
|--------------------------------------------|--------|
| 市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発                    | 政策企画課  |
| 啓発用パンフレットの配布                               | 政策企画課  |
| 保育所、ファミリー・サポート・センター、<br>放課後児童クラブ等保育サービスの充実 | 社会福祉課  |
| 子育てに関する冊子の制作、配布                            | 保健センター |
| 子育てに関する各種教室の開催                             | 保健センター |
| 子育て支援センターの活動支援                             | 社会福祉課  |
| 高齢者を対象とした介護予防のための各種教室の開催                   | 健康増進課  |
| 各種団体による高齢者訪問等活動支援                          | 健康増進課  |
| 介護予防出前講座の開催                                | 保健センター |
| 地域包括支援センター <sup>*</sup> を中心とした総合的介護支援      | 健康増進課  |

### 3. 子育て、介護等を社会、職場全体で支える体制の整備

- (1) 事業所を対象に、育児・介護休業や短時間正社員制度等、仕事と家庭生活の両立のための制度の定着促進を図るため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、その普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。
- (2) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>\*</sup>や仕事と家庭、地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する制度等の情報提供に努めます。
- (3) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備に対する認定制度等の情報提供に努めます。
- (4) 事業所に対して、山口県が取り組む毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日」<sup>\*</sup>の趣旨についての啓発を行うとともに、労働者が家族のきずなを深め、健康で豊かな生活を送れるよう、長時間労働を抑制し、年次有給休暇が取得されるような気運を醸成します。

| 具体的取組                                          | 所管課            |
|------------------------------------------------|----------------|
| 啓発用パンフレットの配布                                   | 政策企画課<br>商工観光課 |
| 山口県「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の周知                    | 商工観光課          |
| 山口県「やまぐち子育て応援企業宣言制度」<br>「やまぐち子育て応援優良企業知事表彰」の周知 | 商工観光課          |
| 山口県「やまぐち子育て県民運動」の啓発<br>及び「子育て家庭応援優待制度」の周知      | 社会福祉課          |

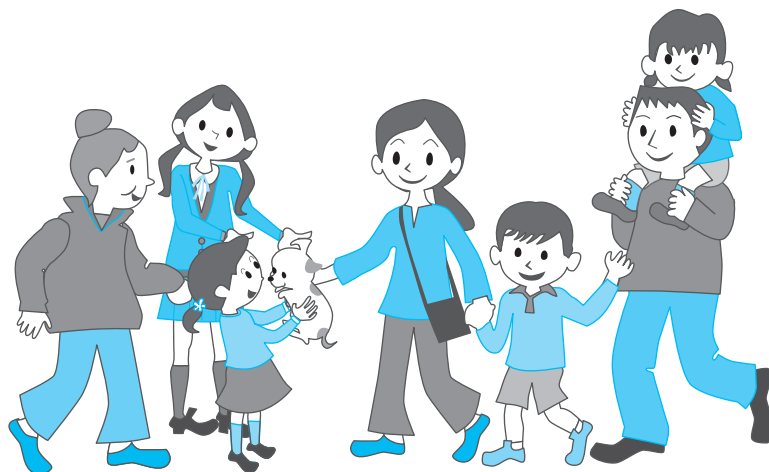
## 基本目標Ⅳ 家庭や地域社会等における男女共同参画の推進

### 重点項目 1 家庭、地域等における男女共同参画の推進

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、男女が共に仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとりながら関わっていくことは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要なことです。その実現のためには、地域における施策、方針決定過程へ男女が共に参画できる環境づくりを行うことが必要です。

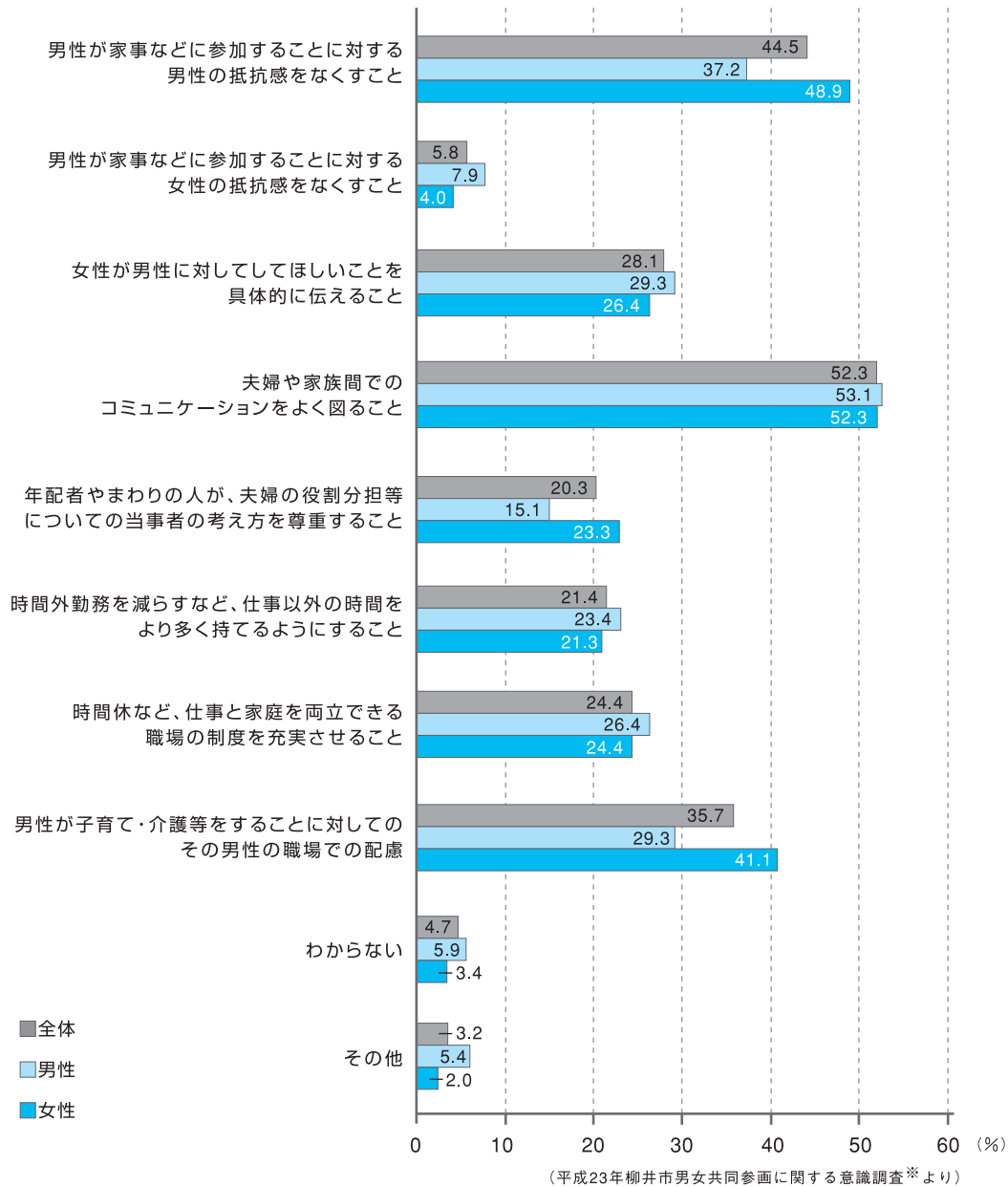
また、子どもは、家庭の中で生活習慣等を身につけ成長していくことから、子どもがそれぞれの個性を発揮し、多様な生き方を選択できるよう男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援していく必要があります。

防災、環境等の分野においては、地域に根ざした活動も多く、組織の運営や活動の進め方について男女共同参画の視点が大切です。防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮することが重要であり、施策、方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進していく必要があります。環境面の取組においても、環境に関する施策、方針決定過程への女性の参画を図っていく必要があります。





今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



## 【施策の方向】

### 1. 固定的性別役割分担意識<sup>\*</sup>の是正に向けた取組

- (1) 男女の固定的性別役割分担意識<sup>\*</sup>を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」「人権週間」等を通じた啓発活動を行います。

| 具体的取組                   | 所管課   |
|-------------------------|-------|
| 市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発 | 政策企画課 |
| 啓発用パンフレットの配布            | 政策企画課 |

### 2. 家庭を通じての男女共同参画教育の推進

- (1) 男女が相互に人格を尊重し、協力し、助け合う家族間の人間形成を図るため、幼児や高齢者とのふれあいや交流等の機会を通じて、家庭教育の充実に努めます。

| 具体的取組                      | 所管課    |
|----------------------------|--------|
| 柳井市母子保健推進協議会が行う子育て輪作り活動の支援 | 保健センター |

### 3. 男女の地域活動への参画促進

- (1) 男性に多く見受けられる職場優先の意識や生活様式を見直し、男女が様々な地域活動に積極的に参画できるよう、啓発に努めます。
- (2) 家庭とともに身近な暮らしの場である地域でのコミュニティ活動を推進するための人材育成に努め、意欲的な担い手等に対する研修や学習機会の充実を図ります。

| 具体的取組           | 所管課   |
|-----------------|-------|
| 啓発用パンフレットの配布    | 政策企画課 |
| 各種団体のコミュニティ活動支援 | 政策企画課 |
| やない市民活動センターの設置  | 政策企画課 |

### 4. 各種女性団体、グループ等の育成支援

- (1) 柳井市女性団体連絡協議会参加団体をはじめ、女性の視点をもって自主的、主体的に地域づくりに取り組む各種団体、グループ相互の連携を促進し、組織の活性化を支援します。

| 具体的取組       | 所管課   |
|-------------|-------|
| 各種団体の取組への支援 | 政策企画課 |

## 5. 防災分野、環境分野等における男女共同参画の推進

- (1) 防災分野における防災体制の整備にあたっては、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- (2) 防災に関する施策、方針決定過程や防災活動の現場等、組織の運営や活動の進め方における女性の参画推進を図ります。
- (3) 環境分野に関する施策、方針決定過程への女性の参画推進を図り、環境問題への取組に男女の意見が反映されるよう努めます。

| 具体的取組                  | 所管課   |
|------------------------|-------|
| 各種災害対策における女性の視点からの意見反映 | 危機管理室 |
| 地域防災活動への女性参画の推進        | 危機管理室 |
| 環境保全活動への女性参画の推進        | 市民生活課 |

